

## ホットライン運用ガイドライン検討協議会における検討経過とホットライン運用ガイドライン改定案の概要

### 1 検討経過

近年、インターネット上において、仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払を示唆したりして実行者を募集するSNS上の投稿や当該投稿に関連する情報が氾濫しており、これに応募した者らにより実際に犯罪が敢行され、中には凶悪事件に発展する事例も見受けられているところ、令和5年3月に犯罪対策閣僚会議において決定した「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」を踏まえ、ホットライン運用ガイドライン検討協議会（以下「検討協議会」という。）において、インターネット上におけるこの種情報の流通防止を図り、その対策を強化するため、ホットライン運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の改定について検討した。

具体的には、表現の自由に最大限配慮しつつ、インターネット上の公共安全と秩序の維持の観点から、犯罪を誘発するおそれが高く放置することができない有害情報のうち、著しく高額な報酬の支払を示唆して行う犯罪の実行者を直接的かつ明示的に誘引等する情報について「犯罪実行者募集情報」と呼称し、インターネット・ホットラインセンター（以下「IHC」という。）の取扱情報の範囲に追加することを検討した。

#### （検討状況等）

- 令和5年7月20日 …第1回検討協議会の開催
- 令和5年8月2日～令和5年8月15日 …パブリックコメントの実施
- 令和5年8月下旬～同年9月上旬 …第2回検討協議会の開催（予定）

### 2 改定の概要

- 違法情報  
変更なし
- 有害情報  
ア 概要

IHCにおいて取り扱う情報の範囲に、

#### ○ 犯罪実行者募集情報

著しく高額な報酬の支払を示唆して行う犯罪の実行者の募集を直接的かつ明示的に誘引等する情報

※ 具体的な仕事の内容を明らかにせず人を募集する投稿であっても、当該投稿や前後の内容、社会的情勢やその他の事情から、社会通念上、重要犯罪に発展する危険性がある犯罪の実行者の募集を誘引等するものと認められる場合を含む。

を追加することとした。

なお、今般追加する「犯罪実行者募集情報」については、これに応募した者らにより実際に強盗殺人事件等の凶悪事件に発展する事例が出ていることを踏まえ、本年2月にガイドラインを改定しIHCの取扱情報の範囲に追加した重要犯罪密接関連情報（※）の一類型として取り扱うものとした。

#### ※ 重要犯罪密接関連情報

インターネット上に流通することによって、個人の生命・身体に危害を

加えるおそれが高い重要犯罪（殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいう。）又は重要犯罪に発展する危険性がある犯罪と密接に関連している情報

イ 犯罪実行者募集情報の判断基準

次の（ア）及び（イ）を満たす場合には、著しく高額な報酬の支払を示唆して行う犯罪の実行者を直接的かつ明示的に誘引等（募集）するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

なお、具体的な仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払を示唆し、匿名性の高い通信手段を利用して人を募集する投稿など、当該投稿や前後の内容、社会的情勢その他の事情から、社会通念上、重要犯罪に発展する危険性がある犯罪の実行者の募集を誘引等するものと認められるときは、これに該当する。

- （ア） 「闇バイト」、「裏バイト」、「高額報酬」、「高収入」等、著しく高額な報酬の支払を示唆する表現が記載されていること
- （イ） 「受け子」、「出し子」、「かけ子」、「現金回収」、「UD」、「運び屋」、「荷受け」等、犯罪の実行者の募集を示唆する表現が記載されていること

**【参考】 令和5年度ホットライン運用ガイドライン検討協議会委員名簿**

（委員）

宍戸 常寿	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
高橋 信行	國學院大學 法学部教授
野口 京子	文化学園大学 名誉教授
野口 尚志	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 行政法律部会 部会長
深町 晋也	立教大学 法学部教授
松尾 剛行	桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士
山口 あゆみ	子供とネットを考える会 代表

（敬称略五十音順）

（オブザーバー）

総務省  
IHC

以 上